

消費対策の概要

令和6年度

佐倉市消費生活センター

(令和7年10月)

はじめに

令和6年度に、佐倉市消費生活センターに寄せられた消費生活相談件数は、1,522件となっており、前年度の1,432件から90件増加しています。年齢別の内訳では、70歳以上の高齢者からの相談割合が全体の約40%を占めており、年齢層が高くなるほど相談件数が多くなる傾向にあります。

佐倉市消費生活センターでは、消費者が安心、安全に暮らすことができる社会の実現に向け、相談員一人一人が相談者に寄り添い、日々発生する様々な消費者トラブルの相談をお受けしております。

また、相談業務と併せて、消費者自らが違和感に「気づく力」、きっぱりと「断る力」、一人で抱えず「相談する力」の3つを基本とした「消費者力」を高めるための消費者教育についても取り組んでまいります。

結びに、令和6年度消費対策の概要をまとめるにあたり、関係各位のご協力に感謝申し上げますとともに、佐倉市の消費生活行政へのご理解の一助となれば幸いです。

令和7年10月

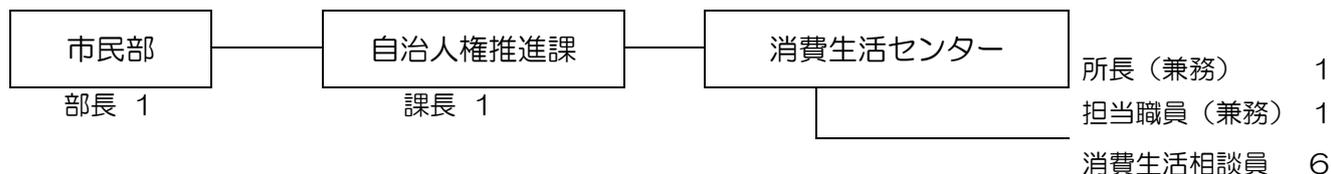
目次

I 消費者行政の概要	1
1. 機構	2
2. 事務分掌	2
3. 当初予算額の推移	3
4. 施設の概要	4
5. 令和6年度実施事業	5
II 令和6年度事業実施結果の概要	6
1. 消費者保護及び相談事業	7
(1) 消費生活相談	7
(2) 消費者問題出前講座	11
(3) 立入検査	12
2. 消費者問題啓発事業	13
(1) 佐倉・産業大博覧会	13
(2) 消費生活セミナー	13
(3) 図書貸し出し・活動コーナー使用状況	14
3. 消費生活センター管理運営事業	15
(1) 佐倉市消費生活センター運営協議会	15
III 消費生活相談の広報活動	16
1. こうほう佐倉への掲載状況	17
(1) 「こうほう佐倉」掲載状況一覧	17
(2) 令和6年度こうほう佐倉	18
(3) 啓発コーナー	22
IV 参考資料	23
佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例	23
佐倉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	26
佐倉市消費生活センターの管理及び運営に関する規則	27

I 消費者行政の概要

1. 機 構

令和7年4月1日現在 単位：人



2. 事務分掌

自治人権推進課事務分掌

1. 字名及び字区域に関すること。
2. 住居表示及び住居表示審議会に関すること。
3. 法律・人権・行政相談及び結婚相談に関すること。
4. 市政についての要望等の緊急処理及び調整に関すること。
5. 行政相談委員及び市民相談員に関すること。
6. 各種相談事業を主催する関係機関との連絡調整に関すること。
7. 消費者行政の総括に関すること。
8. 佐倉市コミュニティセンターに関すること。
9. 佐倉市消費生活センターに関すること。
10. 人権擁護委員に関すること。
11. 市民協働施策の調査研究、企画及び総括に関すること。
12. 特定非営利活動団体に関すること。
13. 市民活動団体の総括に関すること。
14. 市民憲章の推進に関すること。
15. 市民協働に関する施策の推進に関すること。
16. 佐倉市市民公益活動サポートセンターに関すること。
17. 自治会、町内会等の育成及び支援に関すること。
18. 地縁団体に関すること。
19. 市民協働推進委員会に関すること。
20. コミュニティ施設（集会所）に関すること。
21. 人権施策の調査研究、企画及び調整に関すること。
22. 人権意識の普及啓発に関すること。
23. 男女平等参画計画に関すること。
24. 男女平等参画社会づくり施策の調査研究、企画及び調整に関すること。
25. 男女平等参画社会づくりの普及啓発に関すること。
26. 佐倉市男女平等参画推進センターの管理運営に関すること。

消費生活センター

1. 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
2. 消費生活に関する講座等の開催及び資料等の展示に関すること。
3. 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
4. 消費者に対する自主活動の場の提供に関すること。
5. 家庭用品品質表示法（昭和36年法律第104号）に関すること。
6. 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）に関すること。
7. その他消費生活センターの設置目的を達成するために必要な業務

3. 当初予算額の推移

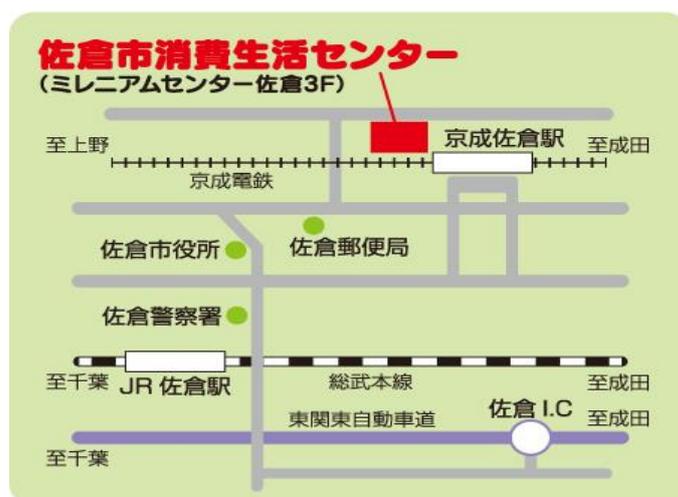
(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
消費者行政推進費	14,784	14,606	14,147	15,372	15,009
1. 消費者保護及び相談事業	13,695	14,137	13,773	14,965	14,914
消費生活相談員報酬	9,956	9,996	9,996	9,996	9,990
職員手当等	1,232	1,229	1,229	2,303	2,300
職員共済組合負担金	—	—	494	592	577
社会保険料	1,160	1,643	779	881	835
報償費	300	300	240	250	250
普通旅費	10	6	7	7	7
特別旅費	—	—	—	—	—
相談員通勤費	864	816	801	711	718
相談員出張費	89	73	73	80	77
消耗品費	50	40	97	97	112
手数料	9	9	39	30	30
各種研修負担金	21	18	18	18	18
県消費生活センター連絡協議会負担金	4	7	—	—	—
2. 消費者問題啓発事業	880	364	250	296	—
講師謝礼(消費生活セミナー)	80	180	—	50	—
普通旅費	—	—	—	—	—
消耗品費	—	184	250	196	—
食糧費	—	—	—	—	—
印刷製本費	—	—	—	—	—
手数料	—	—	—	50	—
消費生活展事業委託料	800	—	—	—	—
3. 消費生活センター管理運営事業	—	105	124	111	95
運営協議会委員報酬	184	85	92	77	77
費用弁償	11	6	6	5	5
相談員出張費	—	—	4	8	6
消耗品費	10	10	10	14	—
通信費	4	4	4	—	—
県消費生活センター連絡協議会負担金	—	—	8	7	7

4. 施設の概要

1. 名 称 佐倉市消費生活センター
2. 所在地 〒285-0005
佐倉市宮前3丁目4番地1 ミレニアムセンター佐倉3階
3. 開設年月日 平成12年11月1日
4. 開所時間 平 日：月曜日～金曜日
相談時間：9：00～12：00 ・ 13：00～16：00
5. 施設の規模 相談室1・2、閲覧コーナー、活動コーナー、事務室
6. 電 話 相談員専用 043-483-4999
ダイヤルイン 043-483-3010
FAX 043-483-8604

7. センター案内図



8. センター見取図



5. 令和6年度 実施事業

消費者保護及び相談事業

消費生活相談 平日：月～金 9時～12時、13時～16時
(消費生活センター)

消費者問題啓発事業

- ・ 佐倉産業大博覧会に「消費生活センター」として出展
- ・ 消費生活セミナー（年2回）
- ・ 消費者問題出前講座
- ・ 広報紙、電子媒体を活用した啓発、情報提供
- ・ 啓発物の配架
- ・ 図書等の貸し出し

消費生活センター管理運営事業

- ・ 消費生活センター運営協議会

Ⅱ 令和6年度事業実施結果の概要

1. 消費者保護及び相談事業

(1) 消費生活相談

消費者保護の立場から、消費生活の安全及び向上を図るための施策として、商品やサービス等の消費生活相談を実施しています。

相談時間 平日:月曜日～金曜日
9時～12時、13時～16時
相談専用電話 043-483-4999

【年度別相談件数 佐倉市受付件数】 (単位：件)

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
苦情	1,323	1,155	1,384	1,790	1,601	1,389	1,220	1,167	1,286	1,380
問合せ 要望	92	122	95	102	134	106	142	113	146	142
合計	1,415	1,277	1,479	1,892	1,735	1,495	1,362	1,280	1,432	1,522

全国の消費生活センターに寄せられた、令和6年度の消費生活相談の件数は前年度より増加していますが、佐倉市においても同様に、前年度の1,432件から90件増加し、1,522件となっています。

【処理結果別件数】

態 様		件 数	構 成 比
処理結果	他機関紹介	46	3.0
	助言（自主交渉）	722	47.5
	その他情報提供	443	29.1
	斡旋解決	238	15.6
	斡旋不調	13	0.9
	処理不能・不要	57	3.7
	*継続案件	3	0.2
	*集計対象期間受付総件数	1,522	100
処理期間	即日処理（完了済）	1,094	71.9
	継続処理（完了済）	425	27.9
	*継続案件	3	0.2

【契約当事者の男女別・年齢別相談件数】

(単位：人)

年齢等	男 (人)	女 (人)	合計 (人)	相談件数 (件)	割合 (%)
18歳未満	10	2	12	14	0.9
18歳～19歳	9	3	12	12	0.8
20歳代	25	39	64	64	4.2
30歳代	25	36	61	61	4.0
40歳代	37	49	86	86	5.7
50歳代	88	98	186	186	12.2
60歳代	73	133	206	206	13.5
70歳以上	304	299	603	604	39.7
その他・不明	130	114	244	289	19.0
合 計	701	773	1,474	1,522	100

※ 相談件数と男女の合計との誤差は、年齢・性別不明者や企業団体からの相談を含んでいるため。

【令和6年度世代別相談事例】

- <20歳未満> オンラインゲームの課金、アダルトサイト、タレント養成講座 などに関するトラブル
- <20歳～30歳代> 医療脱毛、賃貸アパート、クレジットカードの不正利用、多重債務などに関するトラブル
- <40歳～50歳代> しわ取りクリーム、ダイエットサプリ、不審な電話、分電盤工事などに関するトラブル
- <60歳以上> ファンデーション、不審な電話、給湯器の点検、トイレの修理、サプリメント、パソコン有償サポートなどに関するトラブル

*どの年齢においても、SNS 広告で、1 回限りのお試し価格で購入したつもりが、定期購入の契約になっており、解約をしたいが業者が応じてくれない、連絡が取れない、正規価格との差額を支払うよう言われたなどの相談が多くありました。

【相談内容別件数】

(単位：人)

内容別分類	4年度	5年度	6年度
安全・衛生	62	63	62
品質・機能・役務品質	141	187	168
法規・基準	31	51	38
価格・料金	189	224	246
軽量・量目	1	3	3
表示・広告	151	188	174
販売方法	719	855	947
契約・解約	866	970	1,015
接客対応	228	177	156
包装・容器	0	2	0
施設・設備	2	2	3
買い物相談	7	16	20
生活知識	7	7	5
その他	17	25	22
合 計	2,421	2,770	2,859

*相談内容により分類上、重複計上しています。

例年、契約・解約の相談、販売方法についての相談が多くみられます。

【販売購入形態別相談件数】

(単位：人)

販売購入態別	4年度	5年度	6年度
店舗購入	288	262	241
訪問販売	92	117	145
通信販売	453	508	486
マルチ・マルチまがい	9	7	1
電話勧誘販売	40	60	97
ネガティブ・オプション	2	3	4
訪問購入	9	7	6
その他無店舗	4	5	9
不明等	383	463	533
合 計	1,280	1,432	1,522

店舗購入が減少してきていますが、訪問販売は、年々増えてきています。
また、電話勧誘販売は、37件増えました。

【商品・役務分類別件数】

(単位：人)

	商品大分類	4年度	5年度	6年度
商品	商品一般	129	144	175
	食料品	69	71	102
	住居品	42	58	49
	光熱水品	18	19	31
	被服品	51	65	37
	保健衛生品	123	109	138
	教養娯楽品	93	98	100
	車両・乗り物	35	39	24
	土地・建物・設備	51	42	45
	他の商品	3	1	3
商品計		614	646	704
役務	クリーニング	6	4	3
	レンタル・リース・賃借	42	34	52
	工事・建築・加工	66	91	97
	修理・補修	28	47	58
	管理・保管	1	1	6
	役務一般	5	8	7
	金融・保険サービス	84	103	77
	運輸・通信サービス	77	93	92
	教育サービス	2	2	2
	教養・娯楽サービス	100	134	82
	保健・福祉サービス	77	89	80
	他の役務	83	94	168
	内職・副業・ねずみ講	8	11	13
他の行政サービス	30	28	15	
役務計		609	739	752
他の相談		57	47	66
総件数		1,280	1,432	1,522

1,522 件の相談内容のうち「商品」に関する相談が、704 件（46.3%）、
「役務に関する相談」が 752 件（49.4%）、他の相談が 66 件（4.3%）でした。

(2) 消費者問題出前講座

市内で活動する各団体等からの申請により、消費生活相談員が、希望の会場に出向いて身近な事例も交え、消費生活に関する問題等のわかりやすい講座を開催しました。

回	講座日	テーマ	団体名	会場	受講者数
1	4/17	高齢者の見守り講座 ～消費者被害から高齢者を守るために～	臼井・千代田 地域包括支援 センター	臼井公民館	38
2	5/14	最近の悪質商法から -消費者トラブルの傾向と対策-	佐倉地域包括 支援センター	ミレニアムセンター佐倉	9
3	5/27	自分は大丈夫は危険！！ ～佐倉でおきている消費者トラブル～	千成高齢者 クラブ	千成自治会館	50
4	6/21	消費者契約トラブル～こんな時どうする？～たがいに見守りあい、トラブルをふせぎましょう	南部地域包括 支援センター	南部地域福祉センター	9
5	7/16	・悪質商法・詐欺の手口から身を守ろう-事例を知って被害の防止- ・意見をどう伝えるか三つのポイント	志津南部地域 包括支援 センター	志津市民プラザ	32
6	7/26	・消費者トラブルの傾向と対策 -消費者力を身につけよう- ・意見をどう伝えるか三つのポイント	しづ市民大学	志津公民館	25
7	8/6	・消費者トラブルの傾向と対策 ・トラブルに嵌りやすい高齢者の事例 ・意見をどう伝えるか三つのポイント	はらトピア 体操会	自治会館はらトピア	31
8	11/8	・電子機器（パソコン・スマホ）に関連した詐欺の実態と防止対策について ・意見をどう伝えるか三つのポイント	井野西連合会	井野西会館	18
受講者合計					212

(3) 立入検査

1. 消費生活用製品安全法に基づく立入検査

下記の特定製品に適正な表示（PSマーク等）がされているか市内5店舗に立入検査を実施しました。

検査年月日 令和7年3月（1日間）

品目 件数	乳幼児 ベッド	ライター	家庭用圧力なべ 及び圧力がま	石油ストーブ	乗車用 ヘルメット
検査店舗数	1	1	2	1	1
検査数	3	5	10	1	40
違反件数	0	0	0	0	0

2. 家庭用品品質表示法に基づく立入検査

下記の家庭用品を抽出し、適正な表示がされているか市内3店舗に立入検査を実施しました。

検査年月日 令和7年3月（1日間）

品目 件数	【電気機械器具】 電気ポット 炊飯器 ひげ剃り	【繊維製品】 靴下 布団 帽子 敷布 ロンパース カーテン エプロン Yシャツ	【雑貨工業品】 歯ブラシ
検査店舗数	1	3	1
違反件数	0	0	0

2. 消費者問題啓発事業

(1) 佐倉・産業大博覧会 2024

消費者が自ら考え判断し自主的に行動する「自立した消費者」をめざすために、「あつまれ！佐倉の農・商・工」に「消費生活センター」として出展し、消費生活に必要な知識となるリーフレット等を来場者に配布しました。

- ・開催日 令和6年11月9日(土)・10日(日)
- ・会場 佐倉草ぶえの丘
- ・配布数 1,000部

(佐倉市消費生活センターの案内・啓発リーフレット・缶バッジなど)



(2) 消費生活セミナー

「自立した消費者」の育成のため、最近の話題・消費者問題等を「テーマ」に、土曜日に2回開催しました。 場所：ミレニアムセンター佐倉 2階ホール

	日にち	テーマ	講師	参加者
1	令和6年 10月5日(土) 10時~12時	安心したシニアライフを送るために知っておきたい施設選び~高齢者施設の選び方と着眼点~	介護・暮らしジャーナリスト ファイナンシャルプランナー 太田差恵子	68
2	令和7年 1月25日(土) 14時~15時半	アンガーマネジメント入門~そのイライラ、周囲の方にぶつけていませんか?イラっとした時の対処法を知ろう~	日本アンガーマネジメント協会 アンガーマネジメントファシリテーター 三浦 あかね	38

(3) 令和6年度 閲覧コーナー図書貸出・活動コーナー使用状況

閲覧コーナーには、消費に関する本とビデオテープ・DVDがあります。また、消費者に必要な知識や情報をパネル等で作成し、展示しています。

閲覧コーナー（図書）	
図書蔵書冊数	673冊（令和6年4月1日現在）
図書貸出数	16冊/4名

活動コーナーには、テーブル2とイス16脚あり会議等に利用できます。

活動コーナー	
使用料	午前 380円 午後 500円 1日 880円
使用回数	午前 0回 午後 52回
使用者数	206人
使用料	26,500円

3. 消費生活センター管理運営事業

(1) 佐倉市消費生活センター運営協議会

目的 消費生活センターの運営に関する重要事項を調査研究するため、佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例に基づき、設置されています。

概要 事業計画及び事業実施状況の報告

会議 定例会 令和7年1月29日

構成委員 ①消費者団体の代表 7名以内
 ②経済団体等の代表 3名以内
 ③公募市民 4名以内
 ④学識経験者 1名

佐倉市消費生活センター運営協議会委員

[敬称略]

	氏名	所属団体名
1	武田 昌子	生活協同組合コープ みらい
2	磯辺 寛子	NPOせっけんの街 印旛沼せっけん情報センター
3	中台 ヒデ子	あすなろ会
4	泉 宏子	NPO 法人ほっとすぺーす・つき
5	三谷 晃生	佐倉商工会議所
6	日暮 大輔	千葉みらい農業協同組合 佐倉中央支店
7	藤原 大輔	公益社団法人佐倉青年会議所
8	愛澤 忠良	市民（公募）
9	岩井 充男	市民（公募）
10	武井 裕子	市民（公募）
11	丸 裕実	学識経験者（佐倉市消費生活相談員）

任期 令和5年6月1日～令和7年5月31日迄

Ⅲ 消費生活相談の広報活動

1. こうほう佐倉への掲載状況

(1) 「こうほう佐倉」掲載状況一覧

「消費者コーナー」にて消費者問題に関する啓発、各種講座・講演等の案内の情報提供を行っています。

発行号	タイトル
令和6年 4月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンを契約するときは契約内容に注意しましょう ・消費者問題出前講座を無料で実施しています！
令和6年 5月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSなどを通じたもうけ話に関するトラブルにご注意を！ ・霊感商法などの悪質商法に関する具体的な手口や対処法などを紹介します
令和6年 6月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードの利用明細は必ず確認しましょう ・「消費生活相談員資格」を取得しませんか？
令和6年 7月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコンの警告画面、警告音は詐欺かも！！ ～電話をしたり、お金を払ったりしないでください！～ ・通信販売に関する注意喚起「これって1回限りじゃないの!？」
令和6年 8月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・電子渡航認証（ESTA等）の申請代行サイトにご注意を！ ・クーリング・オフってなに？
令和6年 9月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・脱毛エステの通い放題コース 中途解約トラブルにご注意を！ ・消費生活セミナー受講者募集 「安心したシニアライフを送るために知っておきたい施設選び」 ～高齢者施設の選び方と着眼点～
令和6年 10月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の佐倉市消費生活相談の概況
令和6年 12月15日号	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活セミナー受講者募集 「アンガーマネジメント入門」 ～そのイライラ、周囲の方にぶつけていませんか？イラっとしたときの対処法を知ろう～

(2) 令和6年度こうほう佐倉

<< 令和6年4月15日号 >>

消費者コーナー

☎ 消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉3階）
☎ 483-4999 ㊟ 483-8604

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☎ 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



消費生活
相談から

スマートフォンを契約するときは 契約内容に注意しましょう



【事例】

使用していたスマートフォン（以下スマホ）に不具合が起きたため、店舗に出向いたところ、店員から機種を変更したほうがよいと勧められ新しいスマホを契約。帰宅後、娘に契約内容を見せると、携帯電話は高性能な最新機種で、50GBと大容量の通信プランに変更されており、毎月の支払も高額になるという。スマホはあまり利用しておらず、これまで通りシニア向けの安価で簡単なスマホがあればそちらが良かったのと、新しいスマホは難しくて使い方がわからない。（70代 女性）

【相談員から】

高齢者を中心に「スマホを契約したがサービス内容が当初の希望とは異なっていた」「支払う料金が認識と異なり高額だった」などの相談が寄せられています。スマホの契約は端末機器契約、通信契約の他に端末機器の補償プランなど、複数の契約を同時に行うことが多く、契約内容が複雑なため、よくわからないまま契約してトラブルになることがあります。消費者の通信や端末機器などに関する知識が不足しており契約内容の理解が難しい、また消費者の知識、経験、利用実態などに

合わせた事業者からの説明が不足しているなどの原因が考えられます。

【消費者へのアドバイス】

▶スマホの契約時には契約内容、利用料金、解約条件などをよく確認しましょう。契約書に署名する前に、その契約で発生する料金を改めて確認しましょう。

▶自分の利用状況を確認し、自分が必要だと思ったものだけ契約しましょう。内容がよくわからないと思った契約はその場で断りましょう。

▶携帯電話などの電気通信サービスでは、契約書面受領日から8日間通信サービスのみを解除ができる（端末は解除できない）「初期契約解除制度」と、電波状況が悪い場合や事業者による説明が不十分などの場合に限り端末を含めて契約を解除できる「確認措置」という解除制度があります。

適用される通信サービスの種類、条件、消費者が負担すべき費用範囲、手続き方法などが異なりますので、どの制度が適用されるか、適用される場合の申し出の手順などは契約書面で確認しましょう。困ったときには消費生活センターに相談してください。

消費者問題出前講座を

無料で実施しています！

相談事例や消費者トラブル情報を通して、“かしこい消費者”としての心構えなどを、消費生活相談員が会場に出向いて説明します。お気軽にお問い合わせください。

【テーマ】「高齢者を狙う悪質商法の被害防止のために」など、消費生活のさまざまな問題について

【講師】佐倉市消費生活相談員

【対象】市内在住の10人以上のグループ

【時間】平日午前9時から午後4時の間

※会場は事前にご用意ください

☎ 開催日の約2か月前までに申込書に記入の上、消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉3階）へ提出。

※申込書の様式など詳細は市ホームページ（右記）をご覧ください

☎ 消費生活センター ☎ 483-3010

（平日午前9時～午後5時）



<< 令和6年5月15日号 >>

消費者コーナー

☎ 消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉3階）
☎ 483-4999 ㊟ 483-8604

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☎ 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



消費生活
相談員から

SNSなどを通じたもうけ話に関する トラブルにご注意を！



【事例】

退職金を運用するため、SNSの広告で見た投資セミナーのグループに登録した。そこで資産運用に成功した事例を聞き、投資セミナーの運営事業者に勧められてFX取引（外国為替証拠金取引）を始めた。FX取引アプリが無料で提供され、取引を進めると利益が出たので投資額を増やし、計600万円を毎回異なる個人名口座に振り込んだ。その後、600万円の出金を求めたら、出金には税金として200万円が必要と言われ振り込んだ。しかし間違った口座に入金されたと言われ、再度別の口座に200万円を請求され、指示通りに振り込んだが、600万円は出金されなかった。

【相談員から】

投資や副業といったもうけ話をきっかけにした消費者トラブルが年齢を問わず、依然として続いています。最近では無登録の海外事業者による詐欺的な投資勧誘のほか、暗号資産に関する詐欺的な投資勧誘によるトラブルも目立っています。中には、著名人や有名人のなりすましと考えられる事例もあります。始めは配当が順調に支払われたり、運用がうまくいっているかのように見せかけます。その

うち配当の支払いが止まり、おかしいと思ったときには連絡がつかなくなったり、会社が倒産するなどして出資したお金の回収が困難となります。

【被害にあわないために】

▶SNS上の投資グループに注意してください。「簡単にもうかる」「必ずもうかる」話はありません。また相手の素性、投資内容等の真偽の確認は難しく、トラブルになっても支払ったお金を回収することは困難です。

▶振込先に個人名義の口座を指定された場合、絶対に振り込まないで下さい。通常のFX取引で、個人名義の口座に入金させることはありません。

▶取引前に必ず金融庁のウェブサイト「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」で、金融商品取引業の登録を受けた業者が確認してください。また、暗号資産交換業者に係る情報や利用者向けの注意喚起等に関する情報は「暗号資産の利用者のみなさまへ」で確認できます。金融庁「金融サービス利用者相談室」0570-016811（IP電話からは03-5251-6811）平日午前10時～午後5時
▶FXや暗号資産など投資の仕組みがよくわからない場合は、契約しないようにしてください。

くらしの話題

給湯器の点検にご注意！ - 70歳以上の 高齢者を中心にトラブル急増！ -

電話や訪問で突然給湯器の点検を持ち掛け、不安をおおって高額な給湯器の交換を迫る手口が多くみられます。中には、電話口で「自治体から委託を受けた」「契約中のガス会社から依頼された」などと身分を偽るケースもみられます。

【アドバイス】

▶電話や訪問で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させないようにしましょう。

▶点検を断る連絡ができず訪問された場合にはインターホン越しに点検を断りましょう。

▶その場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。

▶クーリング・オフ等ができる場合もあります。

▶不安や迷いがあれば、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。



消費者コーナー

☎ 消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉3階）
☎ 483-4999 FAX 483-8604

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☎ 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や
問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



消費生活
相談員から

クレジットカードの利用明細は 必ず確認しましょう



【事例1】

クレジットカード会社から代金の引き落としが
できないと電話があった。カード会社のウェブサイト
で利用明細を確認したところ、先々月から数回にわ
たって50万円以上が不正利用されていた。

【事例2】

ゲームアプリで、第三者に携帯電話のキャリア決
済を悪用され20万円が課金されていた。キャリア
決済は定額契約のスマホ代金に加算されて請求さ
れていたため、3か月後に銀行口座を確認するま
で不正利用に気づけなかった。

【事例3】

クレジットカードの請求が利用金額より少ないと
感じていたが、明細はアプリ上にしかなく、面倒で
見ていなかった。確認するとカードの申込時からリ
ボ払いが設定されており、100万円近い残額があ
ることが分かった。

【相談員から】

最近はキャッシュレス決済の普及が一段と進んで
おり、カード利用明細や銀行口座の確認は不可欠
です。不正利用などは早く気付くことで被害回復に
結びつくこともあります。キャリア決済、パーコー

ド決済など、様々な決済手段があり、クレジットカ
ードも翌月一括払いやリボ払いなどの支払い方法が
あります。決済手段・支払方法ごとに利用状況を確認
し、記録しておくことが重要です。

【消費者へのアドバイス】

①クレジットカードの利用明細は毎月必ず確認し
ましょう。カード利用時の伝票や注文確認メール
などは保管しておき、日付や金額を利用明細と突
き合わせることが重要です。心当たりのない利用
があれば、速やかにカードの裏面に記載されてい
るカード会社のカスタマーサポートに連絡し、相
談しましょう。利用予定のないクレジットカード
は解約手続きするののひとつの方法です。

②キャリア決済やバーコード決済は手軽ですが、
現金支払いと似た性質を持ち、被害回復できない
ケースもあります。利用限度額を低めに設定し、
定期的に利用履歴を確認しましょう。

③リボ払いは毎月一定額を支払いますが、返済期
間が長期化すると手数料負担が大きくなります。
事例3のようにカードを作ったときに支払いがリ
ボ設定になっていたり、リボ専用カードもあるの
で、明細を確認しましょう。

「消費生活相談員資格」を 取得しませんか？

消費生活センターでは、
消費生活相談員が地域のか
たがたの消費生活に関する
さまざまな相談にあたっ
ています。



「消費生活相談員資格」は、消費者安全
法に基づく消費生活相談員のための国家
資格として2016年に創設されました。
年齢、性別、学歴、実務経験などを問わず、
誰でも受験できます。

第1次試験日 10月19日(土)

第2次試験日 12月14日(土)、15日(日)

申込期間 6月17日(月)～7月31日(水)
(消印有効)

【資料請求・問い合わせ】

独立行政法人国民生活センター
☎ 03-3443-7855



消費者コーナー

☎ 消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉3階）
☎ 483-4999 FAX 483-8604

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☎ 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や
問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



消費生活
相談員から

パソコンの警告画面、警告音は詐欺かも！！

～ 電話をしたり、お金を払ったりしないでください！～



くらしの話題

通信販売に関する注意喚起

「これって1回限りじゃないの!？」

広告などを見て申し込んだ契約が「一回限り
の利用のつもりが定期購入になっていた」「す
ぐに解約できなかった」などの相談が、全国の
消費生活センターなどに多く寄せられています。

【アドバイス】

▶ ネット通販を行うウェブサイトでは、取引に
おける基本的な事項について消費者に分かり
やすく表示することが義務付けられています。
▶ 商品などを購入する場合には、最終確認画
面に表示された契約条件をよく確認してくださ
い。

▶ 最終確認画面の表示内容をスクリーンショッ
トや業者とのやり取り（電話履歴やメモ、メー
ル）などを活用し、証拠として残すようにしま
しょう。



【事例】 パソコンでインターネット検索中、突然大
きな警告音が鳴り、画面には「ウイルスに感染」と
表示された。サポート窓口の電話番号も表示され
たので慌てて電話すると、片言の日本語でウイルス
除去のために遠隔操作ソフトをインストールするよ
う指示された。そして修理代として、コンビニで3
万円分のプリペイド型電子マネーを買って番号を伝
えるよう言われ、番号を伝えたが「番号が間違っ
ていたのでロックされた。もう一度3万円分買って番
号を伝えるように」と言われた。そんなことが数回
続いて、気がつけば21万円分の電子マネーの番号
を知らせてしまった。その後連絡が取れなくなった。
(70代男性)

【相談員から】 「ウイルスに感染している」などの
ニセの警告画面や警告音で不安をもち、電話を
かけさせお金をだまし取る「サポート詐欺」が増え
ています。警告画面や警告音をうのみにせず、まず
は偽物ではないかと疑って、掲載された電話番号
には連絡しないようにしてください。連絡してしま
った場合は、相手に言われるまま遠隔操作ソフトを入
れたり有償サポートなどの契約をしないでください。
遠隔操作でインターネットバンキングから多額の送

金をされた事例もあるので、IDやパスワードなど
個人情報情報は絶対に教えないようにしましょう。

【アドバイス】 警告画面・警告を消す方法

☐ 警告音 → 端末の音量調節の操作が可能であ
れば、音量を「0(ゼロ)」にする。

☐ 警告画面 → インターネットブラウザなどを終
了させる。

① [Esc] を2、3秒間長押しして、警告画面の
ボタンで終了

※さらに「ページを移動しますか」と出た場合は
「移動」を選択

② [Ctrl] + [Alt] + [Delete] を同時に押し
て画面右下の

から「再起動」を選択
※「ページの復元」が表示された場合は「復元」
ではなく「X」をクリック

③ パソコンの電源ボタンを長押ししてシャット
ダウン（強制終了）

※②③は作業中で保存していないファイルが失
われる可能性あり

表示された警告画面をうまく消去できなかつ
たり、不安に思ったり、何かトラブルが生じた場合
はすぐに消費生活センターにご相談ください。

消費者コーナー

消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉3階）
☎ 483-4999 FAX 483-8604

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☎ 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



消費生活
相談員から

電子渡航認証（ESTA等）の 申請代行サイトにご注意を！



【事例】 アメリカに旅行するため、ネットで「ESTA申請」と検索し、一番上に出てきたサイトで家族4人分の申請手続きを行いクレジットカードで決済した。渡航後にカード会社の請求を確認すると、1人当たり1万7000円、合計6万8000円の請求がされていることに気づいた。公式サイトと勘違いして海外の代行サイトで手続きを行ってしまった。申請はできていたが、公式サイト何倍も高額で納得できない。(50代男性)

【相談員から】 ESTA(エスタ)とは、アメリカ国土安全保障省により、2009年1月から導入された電子渡航認証システムです。ESTAの申請はアメリカ国土安全保障省の公式サイトから直接申請ができます。申請費用は21ドルです(2024年2月現在)

近年パスポートに加えて、安全性強化の目的で電子渡航認証の事前申請が必要な国が増えていきます。アメリカのESTA以外にもカナダのeTA(イータ)、オーストラリアのETAS(イータス)があります。申請手続きは公式のウェブサイトから直接申請できます。

申請手続きを代行するサイトもありますが、申

請代行サイト(以下代行サイト)の中には、検索結果の上位に表示されるサイトや公式サイトに似たデザインのサイトもあり、注意が必要です。代行サイトを利用する場合は、申請料のほかに代行手数料が加算され、所定の費用の数倍を請求されるケースがあります。

代行サイトの申込をキャンセルしたい場合、申込後のキャンセルには応じないという利用規約になっているとキャンセルや返金の交渉は困難です。代行サイトによっては、申請手続き完了前や申請の承認前であればキャンセル可能としているケースもありますが、キャンセル料がかかることがあります。

【アドバイス】

・渡航先が決まったら、渡航先の大使館のホームページで、電子渡航認証の要否、申請方法、費用、申請期限を確認しましょう。大使館のホームページには電子渡航認証の公式サイトへのリンクがあるので、ご自身で申請する場合には利用してください。

・申請代行サイトを利用する場合は、事業者の所在地や連絡先、契約内容、料金を必ず確認しましょう。

くらしの話題

クーリング・オフってなに？

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申込みを撤回・解除できる制度です。

特定商法取引法におけるクーリング・オフができる期間と取引の種類

【8日間】訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供・訪問購入

【20日間】連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引
*上記販売方法・取引でも条件によってはクーリング・オフできない場合があります

*訪問購入の場合、クーリング・オフ期間内は、消費者(売主)は買取業者に対して売却商品の引き渡しを拒むことができます。

*金融商品や宅地建物の契約等でもクーリング・オフできる場合があります。

～詳細は、国民生活センターホームページ(右記)から「クーリング・オフ」で検索～



消費者コーナー

消費生活センター（ミレニアムセンター佐倉3階）
☎ 483-4999 FAX 483-8604

消費生活相談 ☎ 483-4999（消費生活センター）

☎ 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。



消費生活
相談員から

脱毛エステの通い放題コース 中途解約トラブルにご注意を！



【事例】 脱毛エステの「お試し体験」のウェブサイトを見て、予約をして店に行った。体験後、店員から「3年間通い放題で、今日だけお得な割引価格」と言われ、36回払いの個別クレジットを組み、総額50万円の脱毛エステ契約をした。翌月から月1回ずつ5回通った後に、予約の電話をすると「キャンセル待ち」と言われてしまった。

仕事が忙しくなり、契約日から1年1ヶ月後に中途解約を申し出たら「1年間の契約期間を過ぎているので返金はない」と言われた。契約書を読むと「回数6回、契約期間は1年間」と書かれていたが、手書きで「施術有効期間は3年間」とあり、中途解約も3年間可能だと思っていた。施術を受けた5回分だけ支払って解約したい。

【相談員から】 エステの「通い放題」「期間・回数無制限」の契約の場合、契約上「有償の施術期間・回数」と「無償の施術期間・回数」とに分かれています。有償提供部分を超えた無償提供部分はアフターサービスにあたる、と言う考え方です。期間が1ヶ月を超え、金額が5万円を超えるエステ契約は「特定商取引法」の「特定継続的役務提供」に該当し、以下の対処方法があります。

- ① 契約書受領日を含め8日間以内の場合は、クーリング・オフによる無条件の契約解除
- ② クーリング・オフ期間を過ぎた場合は、契約期間内で残っている未施術回数によって決められた金額を支払うことによる中途解約

事例では未施術回数が残っていますが、すでに1年間の契約期間を終了しているため、原則、中途解約はできません。

【アドバイス】

- 店舗で「今日だけ割引」と言われても、金額やコース内容に不安がある場合は、契約を断りましょう。
- 「分割払契約中に都合で通えなくなったら」などと心配な場合は、施術の度に支払う都度払い契約の選択も検討しましょう。
- 支払方法が分割払いの場合は、契約前に必ず契約書面で有償の期間や回数、施術1回あたりの単価、どの時点で中途解約ができなくなるか、支払いはいつまでか、総額でいくら支払う必要があるかについて、よく確認しましょう。

不安や疑問に思うことがある場合は、消費生活センターにご相談ください。

消費生活セミナー受講者募集

「安心したシニアライフを送るために知っておきたい施設選び」
～高齢者施設の選び方と着眼点～

- ☎ 10月5日(出午前10時～正午)
- 📍 ミレニアムセンター佐倉
- 🗨 太田 佐恵子(介護・暮らしジャーナリスト、ファイナンシャルプランナー)
- 👥 市内在住のかた
- 👥 70人(先着順、要予約)
- ☎ 電話にて受付※9月17日(火)から受付開始、受付時間は月～金の午前9時～午後5時
- 📍 消費生活センター☎ 483-3010

ホームページはコチラ➡



令和5年度の佐倉市消費生活相談の概況

令和5年度に佐倉市に寄せられた相談件数は、1432件で、前年と比べて約12%増加しました。中でも相談件数が最も多かったのは、「商品一般」に関するトラブルでした。



●主な相談内容

順位	商品・役務名	件数	主な相談内容
1	商品一般	144	迷惑メールや不審な電話、覚えのない荷物や架空請求などに関する相談
2	教養・娯楽サービス	134	アダルト情報や出会い系サイト・アプリ、インターネットゲームや情報配信サービスに関する相談
3	保健衛生品	109	化粧品、シャンプーなどの定期購入に関する相談

●年代別の上位相談内容

年代	相談内容
19歳未満	オンラインゲームの課金、コンサートチケット購入など
20代	副業、脱毛エステ、出会い系サイトなど
30代	脱毛エステ、光回線工事、賃貸アパート契約関係など
40代	シャンプー、フリマサイト、不審な電話など
50代	光回線、ダイエットサプリ、不審な電話など
60代	化粧品、サプリメント、美容液など
70代	屋根工事、不審なメール、美容液、セキュリティソフトなど
80代	不審な電話やメール、屋根の修理や屋根塗装工事など
90歳以上	ふる給湯器の修理、クレジットカードの契約・解約手続きなど

●消費生活相談

商品やサービスの契約に関するトラブル・消費生活に関する疑問や問い合わせなど、専門の相談員が受け付けています。
 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時（祝日、年末年始を除く）
 ミレニウムセンター佐倉 3階



消費生活センター ☎ 483-4999 FAX 483-8604

消費生活セミナー

日 令和7年1月25日(土)午後2時～3時30分 要申し込み

場 ミレニウムセンター佐倉

内 アンガーマネジメント入門

～そのイライラ、周囲の方にぶつけていませんか？イラっとしたときの対処法を知ろう～

対 市内在住のかた

定 70人（先着順）

申問 12月16日(月)午前9時～
 電話で消費生活センター ☎ 483-3010 へ

(3) 啓発コーナー

ミレニアムセンター佐倉 2階・3階ロビーにおいて最新のチラシ・リーフレットを配架し市民の方に手に取ってもらえるよう啓発活動を行っています。



- イラスト入りで見やすい見守り新鮮情報のチラシ等を掲示
- 消費者セミナーのご案内等を掲示

佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例

(平成11年12月22日条例第33号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の消費生活の安定向上に資するため、佐倉市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
佐倉市消費生活センター	佐倉市宮前3丁目4番地1

(業務)

第4条 消費生活センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- (2) 消費生活に関する講座等の開催及び資料等の展示に関すること。
- (3) 消費生活に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 消費者に対する自主活動の場の提供に関すること。
- (5) その他消費生活センターの設置目的を達成するために必要な業務

(使用の承認)

第5条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認をする場合において、市長は、消費生活センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、消費生活センターの使用を承認しない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とする行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (4) 管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用の承認の取消し等)

第7条 市長は、第5条の規定による使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第5条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により使用の承認を受けた事実が明らかと認められるとき。
- (4) その他消費生活センターの管理上支障があると認められるとき。

2 市長は、消費生活センターの管理運営上やむを得ない事情が生じた場合は、承認の変更又は取消しをすることができる。

3 市長は、第1項に規定する使用の承認の取消しにより使用者に損害を生じても、その賠償の責めを負わない。

(使用期間)

第8条 別表に規定する施設の使用者は、引き続き2日を超えて当該施設を使用することができない。ただし、市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備)

第12条 使用者は、消費生活センターを使用する場合において、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(損害賠償)

第13条 使用者は、消費生活センターの施設及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(消費生活センター運営協議会)

第14条 消費生活センターの運営に関する重要事項を調査研究するため、佐倉市消費生活センター運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、消費生活センターの管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年11月1日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第39号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月29日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成30年4月1日以後の佐倉市消費生活センターの使用に係る使用料について適用する。

附 則(令和3年9月28日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、令和4年4月1日以後の佐倉市消費生活センターの使用に係る使用料について適用する。

別表（第5条、第9条関係）

使用単位 使用区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
活動コーナー	380円	500円	880円

備 考

- 1 市内に在住、在学又は在勤する者以外の者が使用する場合は、使用単位における使用料の10割の額を割増使用料として別に徴収する。
- 2 使用単位を超過した場合又は使用単位に記載された時間以外の使用を認めた場合は、1時間（1時間未満の場合は、1時間とみなす。）につき、その使用が午後1時までのときは午前9時から正午までの欄に、午後1時以降のときは午後1時から午後5時までの欄にそれぞれ規定する額から算定した1時間当たりの額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を使用料として徴収する。この場合において、割増使用料の対象となるときは、当該使用料に併せて徴収する。

佐倉市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(平成 28 年 3 月 24 日条例第 8 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、佐倉市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(相談日時)

第 2 条 法第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の事務を行う日は消費生活センターの休所日以外の日とし、当該事務を行う時間は午前 9 時から午前 12 時まで及び午後 1 時から午後 4 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その日時を変更することができる。

(所長及び職員)

第 3 条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する所長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

(試験に合格した消費生活相談員の配置)

第 4 条 消費生活センターには、法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第 5 条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第 6 条 消費生活センターは、当該消費生活センターにおいて法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第 7 条 消費生活センターは、法第 8 条第 2 項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

佐倉市消費生活センターの管理及び運営に関する規則

(佐倉市規則第65号)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐倉市消費生活センターの設置及び管理に関する条例（平成11年佐倉市条例第33号。以下「条例」という。）第15条の規定により、佐倉市消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開所時間)

第2条 消費生活センターの開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その時間を変更することができる。

(休所日)

第3条 消費生活センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(活動コーナーの使用時間)

第4条 条例別表に規定する施設（以下「活動コーナー」という。）の使用時間は、準備又は原状に復するために要する時間を含むものとする。

2 活動コーナーを使用する場合において、使用開始後の使用時間の延長は、これを認めない。ただし、市長が他の使用に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(使用の承認の申請)

第5条 条例第5条第1項の規定により活動コーナーの使用の承認を受けようとする者は、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用承認申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、使用月の2月前から3日前まで（消費者団体等の申請にあっては、使用月の3月前から3日前まで）に行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 市長は、申請書の提出の際に必要な書類を添付させることができる。

(使用の承認)

第6条 市長は、前条第1項の申請を承認したときは、当該申請をした者に対し、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用承認書を交付するものとする。

2 使用の承認は、申請の順にこれを行い、申請が同時に行われたときは、協議又は抽選によりこの順を決定するものとする。ただし、公用又は公益上市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の取消し又は変更等)

第7条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、活動コーナーの使用を取消し、又は変更しようとするときは、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用取消（変更）承認申請書に承認書を添えて速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用取消（変更）承認書を使用者に交付するものとする。

3 市長は、条例第7条の規定により活動コーナーの使用を取消し、又は変更したときは、佐倉市消費生活センター活動コーナー使用取消（変更）通知書により使用者に通知するものとする。この場合において、使用者は、直ちに活動コーナーを原状に回復しなければならない。

(使用料の納入)

第8条 使用者は、使用料を承認書の交付の際に納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、別に納期を指定して使用料を納入させることができる。

(使用料の減免)

第9条 条例第10条の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者団体又は公益的活動を目的とする団体が使用するとき 免除
- (2) 国、県又は本市が使用するとき 免除
- (3) その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める割合

(使用料の還付)

第10条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき 全額
- (2) 使用者が使用日の10日前までに使用を取消したとき 全額
- (3) 使用者が使用日の3日前までに使用を取消したとき 半額

(図書貸出しの手続)

第11条 消費生活センターの図書の貸出しを受けようとする者は、図書利用申込書により市長の承認を受けなければならない。

(図書貸出冊数及び期間)

第12条 図書の貸出しは、1人2冊以内とし、貸出期間は、10日以内とする。

(貸出しをしない図書)

第13条 市長が指定した図書は、貸出しを行わない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(図書の補償)

第14条 利用者が図書を亡失又は損傷したときは、市長は、その利用者に補償させることができる。

(教材等の貸出しの手続)

第15条 消費生活センターの教材及び教具(以下「教材等」という。)の貸出しを受けようとする者は、佐倉市消費生活センター教材等利用申請書により、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請は、利用しようとする月の2月前から利用しようとする日までに行うものとする。

(教材等の貸出しの種類、数量及び期間)

第16条 教材等の貸出しは、1人3種類以内で5点以内とし、期間は、5日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(貸出しをしない教材等)

第17条 市長が指定し、又は消費生活センターの事業で使用することが予定されている教材等については、貸出しを行わない。

(教材等の補償)

第18条 利用者が教材等を亡失又は損傷したときは、市長は、利用者に補償させることができる。

(承認書の提示)

第19条 承認書は、その承認に係る施設を使用する際に、職員に提示しなければならない。

(遵守事項)

第20条 消費生活センターを使用する者は、職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収容定員を超えないこと。
- (2) 施設等を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 指示された場所以外は、出入りし、又は使用しないこと。
- (4) 許可を受けないで、備品、器具等及び附属設備を移動し、または使用しないこと。
- (5) 許可を受けないで、宣伝、勧誘、文書若しくは図書の配布又はこれに類する行為をしないこと。
- (6) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(職員の立入り)

第21条 使用者は、職員が消費生活センターの管理上、立入りを要請したときは、これを拒むことはできない。

(事業計画及び事業報告)

第22条 消費生活センターが年次計画に基づいて執行する事業は、その計画及び実施状況について、佐倉市消費生活センター運営協議会（以下「協議会」という。）に報告しなければならない。

(協議会の構成)

第23条 協議会の委員は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者団体の代表 7人以内
- (2) 経済団体等の代表 3人以内
- (3) 市民 4人以内
- (4) 学識経験者 1人

(委員長及び副委員長)

第24条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時は、その職務を代理する。

(会議)

第25条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年2回、臨時会は必要に応じ招集する。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の庶務)

第26条 協議会の庶務は、消費生活センターにおいて処理する。

(補則)

第27条 この規則に定めるもののほか、消費生活センターの管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 17 号）

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 8 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日規則第 16 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日規則第 15 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。